

官公庁における執務は、従来、当該官公庁の開庁時間内に行われるのが原則であるが、国際貿易に直接関与する税関においては、物流の阻害を回避するとの観点から、輸出入者等からの臨時開庁の申請（関税法第98条）に応じて執務時間外に職員を配置し、当該職員が臨時に執務を行うことにより、輸出入者等の利便性の向上に努めてきた。その際、受益者負担の観点から、当該輸出入者等に対して、職員一人当たりが1時間勤務する場合に発生するコストに基づき算定される手数料の負担を求めることとしている。税関を執務時間外に利用する者に対してコスト負担を求める取扱いは、諸外国においても同様であり、米国などにおいては、執務時間内の申告等についても手数料を徴収している^{*189}。

執務時間外における執務については、近年の航空貨物の進展等に伴う物流の24時間化を背景に、行政需要が高い官署においては、限られた人員の中、執務時間外に恒常的に職員を配置し、業務を効率的に処理するための体制を整えつつあり、また、累次にわたり、手数料額の引下げや1申請で扱い得る輸出入申告件数の拡大を実施し、利用者の利便性の向上に努めている。

今後、物流の24時間化が益々進展していくことが予想される中において、執務時間外の業務処理に関し、さらに利用者利便を向上させていく方策として、電子申請のあり方を含めて検討していく必要がある。

(4) 輸出入者情報の管理

輸出入申告者は、基本的には貨物を輸出入しようとする者であれば足り、予め税関に対して登録することは必要がない^{*190}。しかし、輸出入者に関する信頼性のある情報が予め税関にあれば、個別の輸出入通関時における税関の審査の手間が省け、より円滑な通関が確保されると考えられる。したがって、輸出入者側が得られるメリットや個人情報や営業情報の保護の必要性

を十分踏まえつつ、税関における輸出入者情報の取得及び活用について、検討を進めていくことが必要である。

1.1. 電子的な税関手続の義務化

行政手続は、伝統的に、書面による手続を原則とし、電子的手続は行政がそのための必要なインフラ整備を行い、特例的に認めるという考え方を採用しており、現行の各種手続法においても、基本的にこのような考え方に基づいて立法措置が採られている。

このような中で、輸出入申告手続については、NACCSの導入等により、電子情報の利用による手続としては先駆的な立場にあるとともに、輸出入及び港湾手続については、税関をはじめ港長、港湾管理者、入国管理局、検疫所等の多くの機関が関わっており、これらに対する手続の中には類似の入力項目の手続もあることからシングルウィンドウが導入されているところであるが、こうした動きをさらに推進するものとして、電子的手続による申告の義務化の是非に関する議論も存在する。

我が国における現行法体系では書面による手続を想定し、特例法により電子手続を可能とする仕組みであること、また、電子情報による税関手続の義務化は、税関に対して情報が早期に提出され、的確なチェックが可能となり、結果として、適正かつ迅速な手続処理が期待されるものの、他方、書面による手続を行っていた者にはシステム導入の負担増加を強いることになることから、税関手続について書類での手続を全面的に廃止し、電子手続を原則化、更には義務化することには、なお、克服すべき課題があるのではないかとの意見もある。

いずれにせよ、輸出入・港湾手続の標準化・電子化を進めつつ、申請者利便の観点から電子申告を推奨する施策を積極的に講じるアプローチ

*189 米国では、執務時間にかかわらず税関使用料(Merchandise Processing Fee)を支払うことに加え、執務時間外に貨物の取卸しをする場合には、割増手数料を支払うこととされている。英国においては、平日(含む土)であっても手数料を支払うことに加え(通常の勤務時間以外の場合)、日・祝は割増手数料を支払うこととされている。フランス、韓国においては、執務時間外の申告については手数料を支払うこととされている。

*190 ただし、NACCSを利用して輸出入の申告を行う場合において、納期限延長制度等を利用するためには、予め登録した輸出入者コードを入力することが必要である。現在、輸出入者コードとしては、(財)日本貿易関係手続簡易化協会が有償で提供している日本輸出入者標準コードのみとしているが、税関業務・システムの最適化計画の一環として、次のNACCS及びCISの更改の時期をとらえ、税関が無料で輸出入者コードを発給する予定である(平成20年(2008)10月を予定)。

について検討することが必要と考えられる。なお、国内における他省庁システムとの連携や、将来的な輸出国税関と輸入国税関との間での電子情報の交換については、法律上の規定のあり方や守秘義務との関係に留意する必要がある。

1.2. 電子商取引の関税上の取扱い

情報通信技術の急速な発展を背景に、国境を越えたデジタル・コンテンツ等の電子的送受信が増加している。WTOでは、こうした電子的送受信による海外からのデジタル・コンテンツ等の提供に係る取扱いについて検討を行っており、暫定的に関税を課さない取扱いを維持することとしている。

電子取引に係る関税上の取扱いに関しては、WTOにおける検討状況を踏まえつつ、税関におけるデジタル・コンテンツ等の捕捉可能性や貨物に化体して輸入された場合との課税の公平性の観点等に留意する必要がある^{*191*192}。

1.3. 関税法体系のあり方

現行関税関係法令は、関税法、関税定率法及び関税暫定措置法を基本として、各種条約、協定及び特別法により全体が構成されている。このような法体系の下では、特別法の適用を受ける手続については当該特別法を見ればその概要

を知ることができるといった点で利便性を有すると考えられる一方で、一般の手続が単独の法令に集約されていないことから一般国民に解りやすい法体系の構築が望ましいとの考え方があ

る。そのような意味において、税関手続の大半がシステムを利用して行われている現状においては、むしろ関税法において、システムを利用して税関手続を行う規定を取り込むことも立法論としては考えられる。

さらに、関税関係法令に密接に関連している法律としてとん税法及び特別とん税法並びに通関業法があげられる。とん税法及び特別とん税法は、外国貿易船の開港への入港に際し、当該外国貿易船が入港する開港ごとに、原則として、船長を納税義務者とし、当該外国貿易船の純トン数を課税標準として課す国税である。また、通関業法は、その第1条において、その目的を「通関業を営む者について、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする」と規定しており、この目的に照らせば、同法は、単なる業法というよりも、むしろ関税法の一角を構成するものと考えられる。このため、通関業法を関税法の中に取り込むことにより、通関サービス全体を捉え、適正かつ迅速な通関の実現を目指すといったことも立法論として考えられる^{*193}。

*191 なお、この論点については、サービス貿易に対する関税、消費税等の課税に係る幅広い論点との関連が従来から指摘されている。

*192 有体物でないものに電力があるが、これについては捕捉が可能であることから、外国においては関税を課しているものもある。

*193 米国においては、1930年関税法に「通関業者の免許を有しない者は、自己のために行う場合を除き、税関業務を行うことができない」旨、規定している。